

薬生食輸発0418第2号
令和4年4月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産食品のアフラトキシン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和4年4月5日付け薬生食輸発0405第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、下記施設の製造したピスタチオナッツを含むイタリア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別表4を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

IL MONDO DI LAURA SRL